



林野火災注意報・警報制度

3月1日からはじまります！

・雨が少ない ・乾燥している ・風が強い

これらの気象条件で発令されます

「林野火災注意報」 火の使用制限の努力義務

「林野火災警報」 火の使用が制限されます

 **NG** 制限される火の使用例



お問い合わせ先：三原市消防本部予防課 0848-64-5927

[くわしくは裏面へ](#)

【令和8年3月1日から】

林野火災注意報・林野火災警報

の運用開始について

林野火災による被害を防ぐため、火の使用が制限される日があります。

林野火災が起きやすい気象条件のとき、危険度に応じて注意報・警報を発令します。
林野火災警報が発令されている間は、火の使用が制限されます。



△警報中に制限を守らない場合
罰則が科されることがあります。

△火を使用する設備器具を本来の使用法で使用し、火の粉が遠くへ飛びにくいものに関しては、制限の対象とはなりません。

林野火災注意報と警報



三原市消防本部では、空気が乾燥し火災が起こりやすい3月を**火災予防強化月間**と定めています。火災予防へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ先 消防本部予防課 64-5927】